

長野県公安委員会 告示第 31 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年5月19日

長野県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 7年 6月 5日 午前 9時00分

聴聞の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター

長野県公安委員会 告示第 31 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年5月19日

長野県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 7年 6月 5日 午前 9時00分

聴聞の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116
中南信運転免許センター

長野県警察本部長 告示第 50 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 7年 5月19日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和 7年 6月 4日 午前 9時30分

聴聞の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター

長野県警察本部長 告示第 51 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 7年 5月19日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和 7年 6月 4日 午前 9時30分

聴聞の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原 73-116
中南信運転免許センター